

## 論集編集要綱

(2009年11月29日改正)

(2015年11月15日改正)

1. 本学会は原則として年1回「ラテン・アメリカ論集」（以下論集という）を発行し、その編集は編集委員会が行う。
2. 編集委員会は3名程度で構成するものとし、その委員は理事会が理事の中から選任する。
3. 編集委員会は別に定める「投稿規程」にもとづき会員等より論文等の原稿を募集し、これらの原稿を審査のうえ、論集を編集する。投稿規程は理事会が定める。
4. 原稿の審査は別に定める「審査手続き」に従う。
5. 編集委員会は、本学会の会員に広く関心が持たれる事項について、論文等の原稿を依頼することができる。依頼原稿の執筆者は、会員であることを要件としない。依頼原稿は、別に定める論集執筆要領にしたがって執筆された未刊行のものとするが、枚数制限については厳密に適用しない。提出された依頼原稿は、編集委員会による監修のもとで掲載を決定する。
6. 編集委員会は編集委員の発案で臨時開催する。
7. 編集委員の任期は理事会理事の任期に合わせる。編集委員の再任は妨げない。
8. 本要綱の変更は理事会が提案し、総会における出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

## 投稿規程

(2006年10月28日改正)

(2015年11月15日改正)

1. 本学会会員および会員に準ずる者は、「論集」に投稿することができる。
2. 投稿は次の条件に基づく。
  - (1) 内容：ラテン・アメリカ地域に関する、論文、研究ノート、調査報告、資料・機関紹介、書評等で未発表のもの。
  - (2) 枚数および書式：論集執筆要領も従う。

- (3) 投稿要領：投稿希望者は4月10日までに編集委員会あてにタイトルを申し出る。原稿は欧文タイトルを付したうえ、電子媒体を編集委員会あてに5月10日までに編集委員会の指示するところに提出する。
3. 投稿された原稿は編集委員会が審査し、採用されたものは全て署名原稿とする。原稿は採否にかかわらず返却しない。

## 論集執筆要領

(2012年11月16日改正)

(2015年11月15日改正)

1. 原稿は、ワープロ（マイクロソフト・ワードまたは一太郎）で作成する。完成原稿のワープロファイルとPDFファイルを提出する。図表は本文中の当該箇所に貼り付けるとともに、エクセル等によるデータファイルも合わせて提出する。なお、編集委員会、事務局において図表の作成はしない。
2. 投稿する原稿は、論文、研究ノートの場合、刷り上がり図表込みで28頁、調査報告の場合、刷り上がり図表込みで14頁、資料・機関紹介、書評の場合、刷り上がり図表込みで7頁を上限とする。
3. 原稿の書式は、横書き、B5版、38字×35行、和文は明朝、欧文はTimes New Roman、10ポイント、余白（上下各30mm、左右各20mm）、文末注とする。なお、氏名、所属、タイトル、原稿種別の記載欄として刷り上がり時に1頁目の冒頭10行分が使用されることに留意する。
4. 審査過程での匿名性を確保するため、提出原稿においては、文中で著者が特定されるような表現は、可能な範囲で避ける。
5. タイトルは内容に即して平明・簡潔にする。副題の多用は避ける。英語訳、スペイン語訳、ポルトガル語訳のいずれか一つも付記する。
6. 文章は原則として当用漢字、現代かなづかい、アラビア数字を使用し、平明な表現を用いる。
7. 外国の国名、地名、人名などは、漢字による表記が慣例となっている場合を除き、原則としてカタカナ書きにする。ただし、引用の場合の表記は15項による。
8. 外来語、外国の度量衡および貨幣の単位はカタカナ書きにする。ただし、図表では記号を用いる。

9. 数式は、行間を十分にあげる。
10. 補足的な叙述にはかっこを用いる
11. 注はアラビア数字による通し番号で明示する。
12. 文献の掲載順は著者姓によるアルファベット順とする。記載方法は、著書の場合、著者姓、著者名、書名、出版地、出版社、出版年の順とし（ただし和書の場合は出版地を省略してよい）、論文の場合、論文名、誌名、巻号、発行年月とする。
13. 外国語書名、誌名はイタリックで表記する。論文名は“ ”で囲む。和書の場合、書名、誌名には『』、論文名には「」を付ける。
14. 図、表にはそれぞれ通し番号と題をつける。単位、出所を必ず明記する。
15. 論文・研究ノートの巻頭には1 / 2 頁程度の概要 (Abstract / Resumen / Resumo) を欧文タイトルと同じ言語で記載する。
16. 本文中で引用文献に言及する形式はハーバード方式（和文の場合：山本 (2002:15)、山本 (2002)、欧文の場合：Yamamoto(2000)、など）とする。

## 審査手続き

(1999 年 11 月 14 日改正)

(2015 年 11 月 15 日改正)

1. 依頼原稿を除く、全ての原稿を審査の対象とする。
2. 編集委員会は、各投稿論文につき原則として匿名の審査員 2 名を選定し、執筆者名を伏して審査を依頼する。編集委員会は審査員に対し、審査基準等に関する所定の文書を配布し、これに基づき、審査員は審査結果を文書で編集委員会に報告する。
3. 審査対象原稿を審査員に送付する際、編集委員会は編集委員会の判断において、原稿の匿名性の確保に可能な範囲で努めることとする。
4. 編集委員会は、審査結果報告文書に基づき、学会誌への掲載可否、もしくは掲載のための加筆修正条件等を判断し、その結果を執筆者に文書で報告する。
5. 執筆者による加筆修正後の修正稿に関しては、審査員に差し戻し、判断を仰ぐ。編集委員会はその結果を執筆者に文書で伝える。